

別紙1

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 白総工第2号
- (2) 工事名 防災行政無線デジタル(同報系)親局更新工事
- (3) 工事場所 岐阜県加茂郡白川町河岐地内
- (4) 工事期間 本契約締結日から令和8年3月13日まで
- (5) 工事概要
 - ① 同報無線親局設備の更新及び新庁舎へ設置
 - ② 気象観測設備、移転及びNW更新
 - ③ J-ALERT設備、移転及び更新
 - ④ 各種ケーブル類敷設及び端末成端、情報通信ラック等付帯設備構築
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 低入札価格調査制度 無
- (8) 最低制限価格制度 無
- (9) 前払金 有(請負金額の10分の4以内の額)
- (10) 部分払 無
- (11) 入札手続きは、書面入札方式とし、入札関係書類の提出は持参のみとする(郵送又は電送によるものは認めない。)

2 契約に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 有(請負金額の10分の1以上の額)
- (3) 契約書の作成 有
- (4) 議会の議決 有

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第15条に規定する特定建設業の許可を得ている者であり、本公告日において、白川町契約規則(昭和40年白川町規則第5号。以下「契約規則」という。)第21条第2項に基づいて調製した白川町建設工事入札資格者名簿の電気通信工事業に登録されていること。
- (3) 建設業法第27条の23の規定に基づく、本公告日における最新の経営事項審査において、電気通信工事の総合評定値(P点)が1,000点以上であること。
- (4) 岐阜県内に、本店又は契約締結権限を持つ支店若しくは営業所を有すること。
- (5)本公告日から15年以内に防災行政無線デジタル化工事(新築、増築又は改修)の請負金額5千万円以上の施工完了実績があること。
- (6) 総務省無線局登録検査等事業者であること。
- (7) 建設業法第26条に定める監理(主任)技術者及び現場代理人を配置できること。なお、本工事に従事する監理(主任)技術者は、次の基準を満たす者を専任で配置すること。
 - ① 電気通信工事の監理技術者資格証書及び監理技術者講習修了証を保有する者
 - ② 第1級陸上特殊無線技士、第1級陸上無線技士、第2級陸上無線技士又は第1級総合無線通信士のいずれかの資格を有すること。
 - ③ 本公告日から、15年以内に地方公共団体が発注した同種工事で、請負金額3千万円以上の工事の元請の監理(主任)技術者として従事した実績を有する者

- ④ 配置予定の監理（主任）技術者にあつては、入札参加申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしたものにあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続き開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (10) 白川町から、白川町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成11年白川町訓令乙第4号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
- (11) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要項」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (12) 当該入札に参加しようとする者との間に次の①から③までのいずれかに該当する関係がないこと。なお、該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とはみなさない。

① 資本関係

次のア又はイのいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続き開始の決定や会社更生法の規定による更生手続き開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係がある場合

② 人的関係

次のア又はイのいずれかに該当する場合とする。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合

③ その他

上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、入札の適正さが阻害されると認められる場合

4 入札手続等に関する事項

(1) 入札参加の申請

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書（別記様式1）を提出すること。

(2) 入札書の提出

入札書は持参をし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 開札の立会

開札は、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会ひの上行うこと。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立ち会ふ。

(4) 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定は、最低価格者を落札者とする価格競争方式（以下「価格競争方式」

という。)においては次のとおりとする。

- ① 価格競争方式においては、契約規則第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲で、原則として最低価格入札者を落札候補者とする。また、最低制限価格制度を適用した場合、制限価格以上のうちの最低価格入札者を原則として落札候補者とする。
 - ② 落札候補者が2者以上ある場合は、落札候補者となった者同士のくじにより決定する。なお、くじ引きを辞退することはできない。
- (5) 落札候補者の資格要件の審査に係る事項
開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格要件の審査を行うので、入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を提出すること。
- (6) 確認資料の作成に関する事項
確認資料は次により作成すること。
- ① 確認資料として「6 手続きに必要な提出書類」の「(3)」に示した書類を作成すること。
 - ② 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ③ 提出された申請書及び資料を参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ④ 提出された申請書及び資料は返却しない。
 - ⑤ 申請期限日以降に、原則として申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 資料提出等に関する問い合わせは、入札担当課に照会すること。
- (7) 入札の無効に関する事項
本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。
- (8) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項
天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
- (9) 落札の無効に関する事項
落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として7日以内に契約(仮契約)を締結しないときは、その落札は無効とする。

5 その他

- (1) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、参加資格停止措置となる。
- (2) その他詳細不明な点については、入札担当課に照会すること。

6 手続きに必要な提出書類

- (1) 入札参加の申請書提出時
 - ① 別記様式1 入札参加申請書
- (2) 入札書等の提出時
 - ① 別記様式4 入札書
 - ② 別記様式1-2 委任状(代理人による場合のみ)
 - ③ 入札参加通知書の写し
 - ④ 別記様式5 積算内訳書(様式は自由)
- (3) 確認資料の提出時(落札候補者のみ)
 - ① 別記様式6 入札参加資格確認申請書
 - ② 建設業許可証明書の写しと建設業の許可について(通知)の写し

- ③ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ④ 総務省無線局登録検査等事業者の写し
- ⑤ 防災行政デジタル無線（同報系）工事の元請実績の写し
- ⑥ 予定技術者の第一級陸上特殊無線技士以上の資格の写し
- ⑦ 「3 入札参加資格」の「(6)」に示した業務を履行した実績を証明する書類
(技術者証・工事請負契約書・雇用証明等の写し)
- ⑧ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し
- ⑨ その他町長が指示した書類

7 担当課

区分	担当課・係	電話番号	住所
入札担当	総務課 財政係	0574-72-1311 内線216, 217	〒509-1192 岐阜県加茂郡白川町河岐7 1 5 番地 白川町役場2階
工事担当	総務課 行政係	0574-72-1311 内線214	総務課財政係・行政係 入札・工事共通 Mail:zaisei@town.shirakawa.lg.jp

8 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和6年10月25日（金）午前9時から	町ウェブサイト 又は入札担当課 による閲覧
入札参加申請書の提出	令和6年10月25日（金）午前9時から 令和6年11月8日（金）午後4時まで	入札担当課まで 持参
入札参加通知書の送付	令和6年11月11日（月）	電子メール又は FAXで写しを 送付の上、原本 を郵送
質問書の受付	令和6年10月25日（金）午前9時から 令和6年11月15日（金）午後4時まで 期間内随時受付	工事担当課まで 電子メール、F AX又は持参
回答書の公表	期間内随時回答 ※受付してから3営業日以内に回答	町ウェブサイト 併せて電子メー ルでの送信
入札	令和6年11月27日（水）午前10時から	入札日に持参 白川町役場2階 第2会議室
開札	上記入札から引き続き行う。	入札者立会形式 白川町役場2階 第2会議室
確認資料の提出	令和6年11月27日（水）開札終了から 令和6年11月28日（木）午後5時まで （ただし、別途提出の指示をした場合はこの 限りでない。）	入札担当課まで 持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知 書の通知日から起算して7日以内（町の休日 を含まない。）	入札担当課まで 持参 （様式は自由）
苦情申立てに対する回 答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算し て原則10日以内（町の休日を含まない。）	書面により回答
入札結果の公表	落札を決定した日	町ウェブサイト 併せて入札担当 課による閲覧